

西予市地域づくり活動センター推進計画の見直し  
及び地域づくり活動センターについての答申書

令和7年9月

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会



令和7年9月3日

西予市長 管家 一夫 様

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会

委員長 笠松 浩樹

西予市地域づくり活動センター推進計画審議会は、令和6年9月26日付で諮問を受けた「西予市地域づくり活動センター推進計画の見直し及び地域づくり活動センターに関して必要な事項の検討について」を審議し、その結果を次のとおり答申します。

#### 1. 西予市地域づくり活動センター推進計画について

令和4年に策定された西予市地域づくり活動センター推進計画は、策定から3年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大及び物価高騰等により、市民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼした。また、市の公民館の在り方を見直し、令和5年度から公民館が地域づくり活動センターへ移行したことで市民の多様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりをより一層進めている。

推進計画の変更にあたっては、市民の多様なニーズに沿ったまちづくりや主体的な地域づくりを推進し、地区の裁量や自主性をさらに発揮できるように、市民と行政が協働できる地域づくり活動センターの実現を目指す計画となることを切に願う。

また、令和5年度に公民館から地域づくり活動センターへ移行しているが、当計画は、移行前の令和4年に策定されており、実践を踏まえて対応すべき点も出てきつつある。センター化の現状を踏まえ、実情に即した計画となることを望む。

## 2. 次期推進計画の策定に向けて

### (1) 指定管理者制度の導入

地域づくり活動センターへの移行から2年余りが経過している状況で、指定管理者制度の導入は時期尚早ではあるが、当市の地域づくり活動センターに適した指定管理の在り方について、引き続き調査・研究を進めることが望ましい。

### (2) 地域担当職員制度について

各地域づくり組織に対し、地域担当職員を配置することで、市との連携が取りやすく、地域活動において引き続き地域担当職員による支援は必要である。また、地域担当職員として地域と関わることで、職員育成にもつながっている。

地域担当職員制度は、今後も継続し、地域の実情に応じた適切な規模で配置することを求める。

なお、地域担当職員の任命の在り方や地域への関わり方等を整理し、職員に対して改めて説明を行い、職員と住民の双方が地域づくりの重要性と制度の理解を深めることにより、これまで以上に充実した仕組みとなるよう努めることが望ましい。

### (3) 人材配置について

センター職員（一般行政職員）については、公民館主事から一般行政職員という立場になり、行政サービスの提供や地域づくり組織と連携・協働し、地域づくり活動を支援することが基本的な職務となることから、多様な課題に対応できる人材として、必要な知識や技能を有し、豊富な経験を併せ持つ係長級（主任含む）を配置している。

しかしながら、センター職員（一般行政職員）の配置については、係長級（主任含む）といった役職に限定せず、職員の希望も考慮しつつ、熱意と行動力のある職員を幅広く配置する計画とすることが望ましい。

### (4) 地域発「せいよ地域づくり」事業について

平成23年度から、「自分たちの地域を、自分たちの手で」を基本理念とする、自主・自立に向けた、地域が主体性をもった課題解決型の取組を推進し、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な住民自治の基盤づくりを図るため、地域発「せいよ地域づくり」事業を開始している。事業開始から10年以上が経過し、着実に小規模多機能自治が推進されている。更なる発展と小規模多機能自

治としての役割・意義の向上を目指し、地域への一括交付金制度の導入も視野に入れた西予市独自の制度設計について、今後も調査・研究を継続することが望ましい。

#### (5) 行政窓口について

センターへの移行に伴い、センター機能は充実したものの、センターでどのような事務手続きが行えるか知らない住民も多くいる。センターで行うことのできる事務手続きの周知を強化し、ICTの更なる活用も含めた多様な対応の仕方によって、本庁や支所へ行かずともセンター内で完結できる寄り添い型の業務体制の推進を求める。

また、センター職員と地域任用職員の業務内容の役割分担が地域住民にとってわかりにくい場合がある。業務の分担を明確にし、マニュアル化するなど明瞭にするとともに、市民向けのパンフレットなどを活用し、広報することが好ましい。

#### (6) 社会教育の充実について

社会教育の推進については、地域づくり活動センターに移行後も引き続き、教育委員会と市長部局が連携して推進はされているものの、計画の柱である地域との協働にはまだ課題が残る。これまで地域づくり活動センターが培ってきた地域との関係性を生かしながら、地域と行政、地域と地域が協働し、地域について学ぶ機会を提供することで、地域の実態に応じた社会教育の更なる向上を図ることを求める。

また、経済に関することや親子で参加できる講座など、これまで取組が少なかった講座や新たなジャンルの講座を開設することで、様々な世代が学べる場を提供することを期待する。

さらに、ICTを活用し、対面型に加えオンライン型の学習機会を創出するなど、それぞれの住民に合った多様な方法で住民がより多くの学びの場に参加できるような仕組みを整えることが重要である。

### 3. 地域づくり活動センターについて

#### (1) 職員研修について

センター職員の人材育成のため、定期的な研修の実施を継続することが望ま

しい。研修は、市全体で共通して行うもの、地区の個性に基づいて地区内で実施するものの2段階あることが好ましい。

#### (2) センター長の勤務形態について

センター長の勤務時間は限定的であるが、地域づくり組織との連携を鑑み、必要に応じて柔軟に対応可能とすることが望ましい。

#### (3) 地域任用職員について

地域任用職員の相談体制が十分に整っておらず、孤立した結果、離職する職員もいる。地域任用職員は、地域が雇用した職員であるが、市が相談体制を整備し、地域任用職員が孤立しないような仕組みづくりを進めることを望む。

#### (4) 住民参画について

地域づくり活動センター職員及び地域任用職員が協力し、地域づくり活動の活性化が進んでいる。しかし、住民の協力の深まりや関わり方の変化が十分に進んでいるかどうかは、依然として重要な課題である。市がセンターを通して、地域づくり活動へ積極的に参画する住民を育成するとともに、関係人口の増加による活動促進を促すことを求める。

#### (5) 地域内外の連携

小学校・中学校・高等学校と連携することで、子どもたちを地域の担い手として育成し、企画段階から地域づくり活動に関わる機会を提供することが重要となる。親と子どもをはじめとした住民が共に地域づくり活動に取り組むことで、より持続可能な地域の発展につながることを期待する。

また、女性会、福祉、社会教育、スポーツ、愛護班など地区の活動を担う団体の事務局機能が低下している例もある。地域の住民団体の維持と連携を意識し、住民の自発的な活動を側面支援する体制の強化を期待する。

さらに、地域間の連携も進め、地域ごと及び市全体としての地域づくりがさらに発展することを望む。

#### (6) センター間の連携

地域づくり活動センター単独で取り組む事業に加え、各地域の課題や資源の整理や共通するテーマを明確にし、各地域づくり活動センターと連携した事業展開となるよう努められたい。

#### (7) 情報提供について

地区内外へ向けて地域づくり活動センターを知っていただくため、チラシやウェブ等の広報媒体を活用し情報提供を行うとともに、他のセンターでの取り組みなどの情報共有に努められたい。